

# 国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則

〔平成16年4月1日  
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第2項に基づき、国立大学法人鹿児島大学の役員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 役員の報酬(期末特別手当を除く。)の支給日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日
  - (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日
  - (3) 17日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるとき 18日
- 2 期末特別手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(本給)

第4条 常勤の役員の本給月額は、次の表に掲げるとおりとする。

号 給	本 給 月 額
1	652,000円
2	726,000円
3	782,000円
4	840,000円
5	919,000円
6	1,063,000円

2 各常勤の役員が受けるべき本給月額は、次の各号の掲げる役員の区分に応じて、当該各号に掲げる号給とする。

- (1) 学長 6号給
  - (2) 理事 1号給から5号給までの範囲内で学長が決定する号給
  - (3) 監事 1号給から2号給までの範囲内で学長が決定する号給
- 3 常勤の役員の本給月額は、その役員の業績を考慮し、変更することができるものとする。

(地域手当)

第5条 地域手当は、国立大学法人鹿児島大学職員給与規則(平成16年4月1日制定。以下「職員給与規則」という。)第25条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規則第27条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

( 単身赴任手当 )

第7条 単身通勤手当は、職員給与規則第28条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

( 期末特別手当 )

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての引き続いた在職期間については、その者の国家公務員としての在職期間を、当該基準日における役員としての在職期間に算入する。

3 役員が基準日前1箇月以内に退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、第1項後段の規定にかかわらず、期末特別手当は支給しない。

4 常勤職員が、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての引き続いた在職期間には、その者の常勤職員としての在職期間を含めるものとする。

5 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給月額に地域手当を加えた額(以下「基礎額」という。)、基礎額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

6 前項の規定による期末特別手当の額は、学長が、国立大学法人鹿児島大学経営協議会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、同項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

7 期末特別手当の不支給・一時差止処分については、職員給与規則第41条及び第42条の規定に定める常勤職員の期末手当の例に準ずるものとする。

( 非常勤役員手当 )

第9条 非常勤役員手当は、当該役員の経歴、勤務形態を考慮して、学長が別に定める。

( 日割計算 )

第10条 新たに役員となった者には、その日から本給を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの本給を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給の額は、その月の現日数からその月の休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬の支払方法)

第11条 役員の報酬は、その全額を現金で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員が報酬の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第12条 この規則による計算において生じた1円未満の端数は、これを切り捨てる。

(実施に関し必要な事項)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、職員給与規則に基づく常勤職員に対する給与に関する事項の定めに準ずるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年6月29日から施行し、平成19年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年6月26日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年1月29日から施行し、平成21年12月1日から適用する。

国立大学法人鹿児島大学非常勤役員手当について

平成19年6月29日  
学 長 裁 定

- 1 国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則第9条の非常勤役員手当については、次に掲げるとおりとする。

非常勤理事	日額	32,000円
非常勤監事	日額	30,000円

- 2 この手当額については、平成19年5月1日から適用する。